別表第14の4の注2の(1)中「の100分の80に相当する額」を削り、同注2の(2)の次に次のように加える。

(3)　原則として、指定就労継続支援Ｂ型等のあった日の属する年度の前々年度の平均工賃額を超えていること。

別表第14の4の注2を同4の注3とし、同4の注1の次に次のように加える。

2　ロについては、指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等のあった日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等の利用者に対して支払った平均工賃額が、次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イの目標工賃達成加算(I)を算定している場合は、算定しない。

(1)　当該前年度における地域の最低賃金の３分の１に相当する額を超えていること。

(2)　指定就労継続支援Ｂ型事業所等が、指定障害福祉サービス基準第201条第４項（指定障害福祉サービス基準第223条第５項において準用する場合を含む。）又は指定障害者支援施設基準附則第９条第４項の規定により都道府県知事又は市町村長に届け出た工賃の目標額を超えていること。

(3)　指定就労継続支援Ｂ型事業所等が、各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していること。

(4)　原則として、指定就労継続支援Ｂ型等のあった日の属する年度の前々年度の平均工賃額を超えていること。

別表第14の8中「42単位」を「30単位」に改め、同8の注中「平成27年３月31日」を「平成30年３月31日」に改め、同14の9中「10単位」を「15単位」に、「６単位」を「10単位」に改め、同9のロの次に次のように加える。

ハ　福祉専門職員配置等加算(III)　６単位

別表第14の9の注1中「注２」の下に「及び注３」を加え、「100分の25」を「100分の35」に改め、同9の注2中「ロ」を「ハ」に改め、「福祉専門職員配置等加算(I)」の下に「又はロの福祉専門職員配置等加算(II)」を加え、同注2を同9の注3とし、同9の注1の次に次のように加える。

2　ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

別表第14の13のくを削り、同13の注2に次のただし書を加える。

ただし、イの重度者支援体制加算(I)を算定している場合は、算定しない。

別表第14の13の注3及び注4を削り、同14の14中「81単位」を「89単位」に、「72単位」を「80単位」に、「67単位」を「75単位」に、「66単位」を「74単位」に、「64単位」を「72単位」に改め、同14の注中「指導員）」の下に「を常勤換算方法で１人以上配置し、当該指導員」を加え、同14の15を次のように改める。

15　送迎加算

イ　送迎加算(I)　27単位

ロ　送迎加算(II)　13単位

注　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援Ｂ型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の２第３項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この15において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労継続支援Ｂ型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

別表第14の17の注中イからハまでを次のように改める。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(I)　１から16までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(II)　１から16までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(III)　ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

別表第14の17の注に次のように加える。

ニ　福祉・介護職員処遇改善加算(IV)　ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

別表第15の1のイ中「645単位」を「668単位」に、「528単位」を「552単位」に、「449単位」を「471単位」に、「383単位」を「385単位」に、「294単位」を「295単位」に、「257単位」を「259単位」に改め、同1のロ中「594単位」を「617単位」に、「477単位」を「501単位」に、「398単位」を「420単位」に、「332単位」を「334単位」に、「243単位」を「244単位」に、「211単位」を「212単位」に改め、同1のハ中「561単位」を「584単位」に、「444単位」を「467単位」に、「365単位」を「387単位」に、「299単位」を「301単位」に、「210単位」を「211単位」に、「181単位」を「182単位」に改め、同1のニ中「675単位」を「699単位」に、「558単位」を「582単位」に、「479単位」を「502単位」に、「413単位」を「415単位」に、「324単位」を「326単位」に、「287単位」を「289単位」に改め、同1のホを削り、同15の1の注1中「ホ」を「ニ」に、「限る。第15の１の２の注１において同じ。」を「限り、地域移行支援型ホーム（指定障害福祉サービス基準附則第７条に規定する地域移行支援型ホームをいう。以下同じ。）における指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第207条に規定する指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用者にあっては、当該地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業を行う者が当該事業を開始した日において、精神科病院に１年以上入院している精神障害者に限る。」に、「（指定障害福祉サービス基準第207条に規定する指定共同生活援助をいう。以下同じ。）を行った」を「を行った」に改め、同1の注2中「（指定障害福祉サービス基準第208条第１項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）」を削り、同1の注4中「又は経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準附則第13条に規定する経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）」を削り、同1の注5中「平成27年３月31日」を「平成30年３月31日」に、「434単位」を「444単位」に、「388単位」を「398単位」に、「356単位」を「365単位」に、「383単位」を「393単位」に、「337単位」を「347単位」に、「305単位」を「314単位」に、「350単位」を「360単位」に、「304単位」を「313単位」に、「272単位」を「281単位」に改め、同1の注7を削り、同1の注8中「イからホまでに掲げる」を「イからニまでについては」に改め、「、ホについては次の(1)、(3)、(4)又は(5)のいずれかに該当する場合に」を削り、同注8を同1の注7とし、同1の注9中「又はホの経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を受けている間」を削り、同注9を同1の注8とし、同15の1の2のイ中「257単位」を「259単位」に、「211単位」を「212単位」に、「181単位」を「182単位」に、「120単位」を「121単位」に、「287単位」を「289単位」に改め、同15の1の2の注1中「障害者」を「障害者（身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の２に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用者にあっては、当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日において精神科病院に１年以上入院している精神障害者に限る。）」に改め、「（指定障害福祉サービス基準第213条の４第１項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）」を削り、同1の2の注6中「（指定障害福祉サービス基準第213条の２に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）」を削り、同15の1の3のイ中「99単位」を「95単位」に改め、同1の3のロ中「199単位」を「191単位」に改め、同1の3のハ中「271単位」を「260単位」に、「90単位」を「86単位」に改め、同1の3のニ中「580単位」を「557単位」に、「37単位」を「36単位」に改め、同15の1の4中「７単位」を「10単位」に、「４単位」を「７単位」に改め、同1の4のロの次に次のように加える。

ハ　福祉専門職員配置等加算(III)　４単位